

## 計画の概要

【位置付け】 本県の障がい者施策を総合的に推進することを目的とした、県における「障がい者のための施策に関する基本的な計画」（障害者基本法第11条第2項に基づき策定が義務づけられた計画）

【対象期間】 令和3年度から令和8年度の6年間 ※施策の実施状況や社会情勢等を踏まえ、必要に応じ中間見直しを行う

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### I 目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

#### II 基本理念

◆障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会 ◆自らの選択・決定・参画の実現 ◆安心していきいきと生活できる環境づくり

#### III 重点化の視点

◆県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組 ◆地域で安心して生活できるための支援 ◆家族等に対する支援  
◆障がい特性等に配慮したきめ細かい支援 ◆災害対策や感染症対策の充実による安心・安全の確保

### 第2章 障がい者を取り巻く現状

第5期計画中間見直し後の動向

県内障がい者の状況

障がい者のニーズ

第5期計画の成果と課題

### 第3章 分野別施策

I 地域生活支援

II 保健・医療

III 教育、文化芸術活動・スポーツ

IV 雇用・就業、経済的自立の支援

V 情報アクセシビリティ

VI 安心・安全

VII 生活環境

VIII 差別の解消及び権利擁護の推進

### 第4章 数値目標

《現計画の数値目標》（R4年度末の達成状況）

達成率100%以上	6項目
100%未満80%以上	16項目
80%未満50%以上	10項目
50%未満	5項目

追加記載

・プラン上半期の目標達成状況（数値目標の進捗状況）を踏まえた目標値の見直し  
・新たな施策を踏まえた数値目標の追加

### プラン策定後の動き（令和3年以降の動きを追加）

#### 法令等の施行や改正

○障害者差別解消法の改正（R3.5月改正、R6.4月施行）

・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 等

○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行（R4.5月施行）

・障がいの種類・程度に応じた情報取得・活用の推進  
・ICT等の活用に関する情報提供、相談の推進 等

○障害者総合支援法の改正（R4.12月改正、R6.4月施行）

・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保  
・相談支援体制の充実

・地域のサービス開発・改善等につながる関係機関と連携した支援体制

○精神保健福祉法の改正（R4.12月改正、R6.4月施行）

・市町村における相談支援対象の見直し、県による市町村への支援  
・精神科病院における虐待防止措置の義務化  
・虐待を発見した者から都道府県への通報の義務化

○熊本県手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の施行（R4.4月施行）

### 障がい関係団体からの主な意見

#### I 地域生活支援

・居住選択や生活環境について本人の意向が尊重される体制づくり  
・家族等が倒れた時のサポートの充実  
・障がい種別に応じたグループホームの充実  
・地域の交流の場の設置  
・在宅で利用できるサービスの充実  
・訪問看護やショートステイ等サービスの充実及び地域格差の是正  
・基幹相談支援センターの設置促進  
・相談支援専門員の質の向上  
・障がい種別に応じた生活等に関する相談支援整備（ピアサポーターの養成 等）  
・新生児の聴覚検査指導に関する親のサポートや相談の場の設置  
・入院中のヘルパーの利用の理解不足  
・不足する介護職員  
・医療的ケア児に対応できる事業所不足や専門性のあるヘルパー等の人材の不足  
・強度行動障がいに対する専門知識の必要性及び障がいに対する理解促進

#### II 保健・医療

・病院への通院支援  
・多様な精神疾患等の医療機能の明確化及び相互の連携体制の整備

#### III 教育、文化芸術活動・スポーツ

・得意なことを伸ばす障がい児教育の実施  
・発達障がい児・者の進学等に関する相談支援  
・特別支援学校や支援学級の教員の専門性向上及び障がいに対する理解促進  
・時宜を得た学校のエレベーター設置及び児童保育設備のバリアフリー化の推進  
・車いすで利用できるスポーツ施設等の環境整備

#### IV 雇用・就業、経済的自立の支援

・雇用先の障がいに対する理解や配慮  
・スキルアップできる職業訓練の充実  
・重度障がい者に対する労働を通じた社会参加や生きがい施策の実施

#### V 情報アクセシビリティ

・障がい者への情報保障（わかりやすい版、コミュニケーションボード等）  
・手話通訳者不足への懸念  
・ヘルプマーク・ヘルプカードの周知徹底  
・手話言語条例の更なる普及啓発  
・情報通信機器活用支援（ICTサポートセンターの設置、研修会等の実施等）

#### VI 安心・安全

・障がいの特性に配慮した避難所の設置・運営  
・公共交通機関が少ない地域での移動手段の確保  
・盲ろう者等外出が困難な方に対する支援の充実  
・障がい者用駐車スペースの確保

#### VII 生活環境

・障がい者に対する不動産業者の理解不足  
・バスの小型化に伴う車椅子の乗車の困難さ

#### VIII 差別の解消及び権利擁護の推進

・差別が助長されない社会づくり  
・施設従事者等に対する障がい者虐待防止研修の実施  
・障がいに対する理解及び虐待防止に向けた啓発

### 数値目標（目標の見直し）

・プラン上半期の達成状況を踏まえた目標値の見直し（達成状況100%以上の項目 等）、新たな施策を踏まえた目標の追加